



生物多様性条約

# COP10・11の 成果と愛知目標

# はじめに…

## 生物多様性とは

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上には、森、里、川、海などさまざまなタイプの自然の中に、それぞれの環境に適応して進化した3,000万種ともいわれる多様な個性を持つ生きものがいて、お互いにつながりあい、支えあって生きています。私たち人間も地球という大きな生態系の一員であり、地球によって生かされているのです。

ところが、私たち人間は、世界各地で生態系を破壊し、たくさんの生きものたちを危機的状況に陥らせています。今、地球上の生きものは、人為的な要因により、これまで経験したことがないような速いスピードで絶滅しています。私たちは、生物多様性の重要性をあらためて認識し、緊急にそして効果的な行動を起こさなければなりません。

### ◇3つの多様性

生物多様性条約では、生物多様性をすべての生物の間に違いがあることと定義し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしています。

#### 1. 生態系の多様性



森、里、川、海などいろいろなタイプの生態系があります。

#### 2. 種の多様性



鳥、魚、植物などいろいろな種類の生きものがいます。

#### 3. 遺伝子の多様性



同じ種でも異なる遺伝子を持ち、形や模様、生態などに多様な個性があります。

## CONTENTS



|                          |         |
|--------------------------|---------|
| はじめに…                    | P 1     |
| 生物多様性がもたらす恵み             | P 2     |
| 生物多様性の危機                 | P 3     |
| COP10 - 生物多様性条約第10回締約国会議 | P 4     |
| 新戦略計画と愛知目標               | P 5-6   |
| 愛知目標 - 20の個別目標           | P 7-12  |
| 名古屋議定書                   | P 13-14 |
| SATOYAMA イニシアティブ         | P 15    |
| 民間参画・地方自治体               | P 16    |
| その他の決定に関する主な内容           | P 17-19 |
| COP10の決定事項一覧             | P 20    |
| 生物多様性国家戦略 2012 - 2020    | P 21-22 |
| COP11 - 生物多様性条約第11回締約国会議 | P 23    |
| COP11の決定事項一覧             | P 24    |
| COP10以降の生物多様性をめぐる動き      | P 25    |
| 生物多様性条約のあゆみ              | P 26    |



COP10会場  
(愛知県名古屋市)



COP11会場 (インド・ハイデラバード)

# 生物多様性がもたらす恵み

私たちの暮らしは、生物多様性がもたらす恵み（生態系サービス）の上に成り立っています。私たちが日々あたりまえと思っている事柄の多くは、生物多様性がもたらす恵みと深く関連しています。

**◇生命の存立基盤** 私たちの呼吸に必要な酸素は、数十億年の間に微細な藻類や植物の光合成により生みだされてきたものです。雲の生成や雨による水の循環、それに伴う気温・湿度の調節も、森林・湿原が水を蓄える働きなどが関係しています。豊かな土壌は、動物の死骸や植物が分解されて形成され、窒素・リンなどの栄養分が森から河川、そして海までつながり、豊かな生態系をはぐくんでいます。生物多様性は、地球上のすべての生命の根源となっています。

**◇有用性の源泉** 私たちの生活は、食べもの、木材、繊維、医薬品など、さまざまな生物を利用することで成り立っています。農作物は、害虫やそれらを食べる鳥、受粉を助ける昆虫、土壌中の微生物などのつながりの中で育ちます。水産物もプランクトンや海藻・貝・魚などがつながりあう海の生態系の恵みです。鎮痛・解熱剤のアスピリンは、ヤナギの樹皮の成分として発見されました。農作物の品種改良は、野生種がもつ豊かな遺伝情報の中から、味が良い・病気に強いといった優れた性質を選び出すことによって行われてきました。

**◇豊かな文化の根源** 各地域には、地域固有の生物多様性とも深く関連したさまざまな知識や技術、豊かな感性や美意識が培われています。例えば、全国各地には、漬け物、味噌、しょうゆ、日本酒など、地域の微生物と食材が織りなす地域固有の食文化があります。

**◇安全・安心の基礎** 豊かな森林は、山地災害の防止や土壌の流出防止、安全な飲み水の確保につながります。サンゴ礁やマングローブなど自然の海岸線が残されていた地域で、津波の被害が小さかった例も報告されています。また、農薬や化学肥料を使いすぎないことは、食べものの安全性を高めるばかりでなく、生態系の健全性を高めることを通じて、土壌微生物の活動を活発にし、天敵による害虫防除の機能を発揮します。



[下段 左] 国産間伐材（ミズナラ）を活用した家具 住友林業(株) 提供  
[下段 中] 無農薬・無肥料栽培のイチゴ 農業法人みどりの里 提供

## 生態系サービスの価値の換算事例



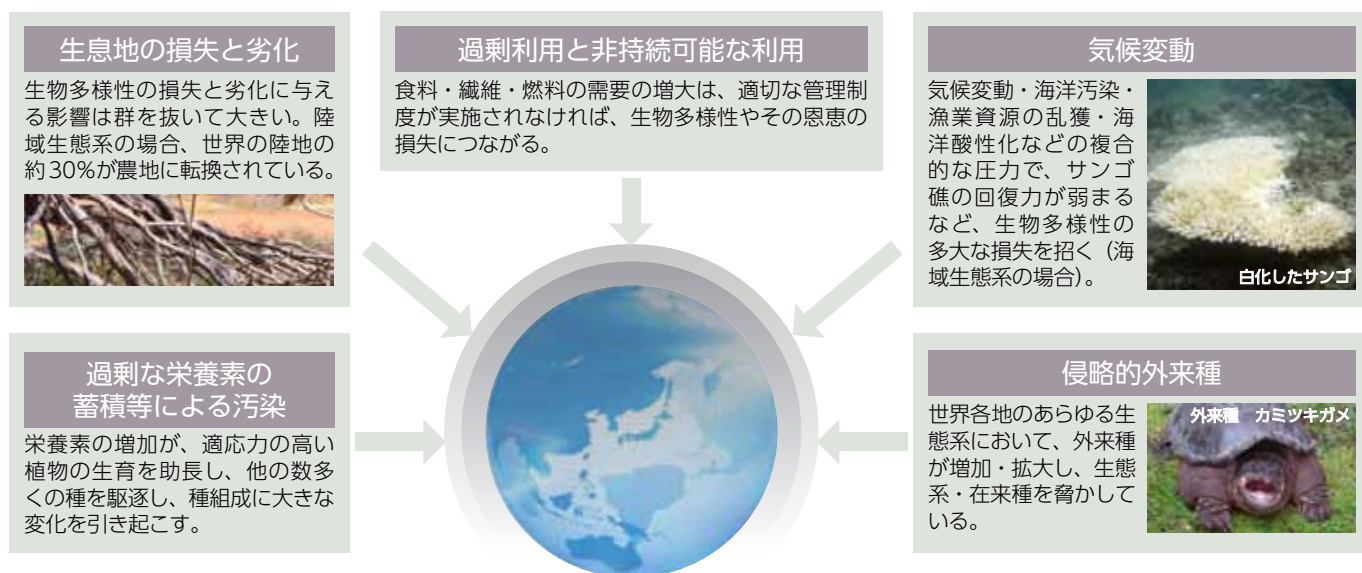
# 生物多様性の危機

## 危機に瀕する生物多様性

生物多様性は、世界各地でさまざまな危機に瀕しています。

世界の森林は、毎年520万㍓（九州と四国を足した面積程度）が消失しています（世界森林資源評価2010）。サンゴ礁は19%が既に失われ、さらに今後10～20年の間に15%が、20～40年のうちに20%が失われる可能性があります。また、国際自然保護連合（IUCN）が評価対象とした動物・植物などの種65,518種のうち、3割強が絶滅のおそれがあるとされています（IUCNレッドリスト2012バージョン2）。ミレニアム生態系評価によると、人類は、種の絶滅速度をこれまでの地球の歴史の1,000倍に加速させています。

各国の報告書を踏まえて2010年5月に生物多様性条約事務局が公表した「地球規模生物多様性概況第3版（GBO3）」では、生物多様性の損失に直接つながる5つの要因として、生息地の変化、過剰利用、汚染と栄養の蓄積、侵略的外来種、気候変動を挙げ、これらすべてが継続あるいは増加していると判断しています。これらの要因は複合的に作用し、生物多様性への圧力を生み出します。



## 日本の生物多様性の現状

日本には知られているだけで9万種以上、まだ知られていないものも含めると30万種を超える生きものがいると推定されています。しかし、脊椎動物（哺乳類・両生類・爬虫類等）・維管束植物（シダ植物および種子植物）の約4分の1が絶滅のおそれのある種となっています。



タンチョウ 絶滅危惧Ⅱ類(VU)



メダカ(南日本集団) (ミナミメダカ) 絶滅危惧Ⅱ類(VU)

### 分類群ごとの絶滅危惧種の割合

#### 環境省レッドリスト掲載種

1991年 **2694種** → 2013年 **3597種**

哺乳類：21.3%

鳥類：13.9%

爬虫類：36.7%

両生類：33.3%

汽水・淡水魚類：41.8%

維管束植物：25.4%

# COP10－生物多様性条約第10回締約国会議

生物多様性条約の最高意思決定機関である締約国会議（COP：Conference of the Parties）は、おおむね2年に1回開催されます。

COP10（生物多様性条約第10回締約国会議）は、2010年10月18日から29日まで、愛知県名古屋市の名古屋国際会議場で、「いのちの共生を、未来へ（Life in Harmony, into the Future）」をスローガンに開催されました。我が国の環境大臣が議長をつとめ、世界各地から180の締約国と関係国際機関、NGO等のオブザーバーも含めて、計13,000人以上が参加し、過去最大の締約国会議となりました。

また、会場周辺では地元の愛知県、名古屋市、経済団体等からなるCOP10支援実行委員会が主催した「生物多様性交流フェア」が開催され、NGO、企業、自治体などによる200近いブースが設置され、約118,000人の方々が訪れました。

## 生物多様性条約(CBD)

特定の地域・種の保全にとどまらず、生物多様性の保全のための包括的な枠組みの必要性を踏まえて、1992年に採択され、1993年に発効した条約。  
①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とし、193の国と地域が加盟している。

(2013年3月 現在)

## COP10の背景

COP10には3つの大きな意義がありました。

①COP10は、2002年のCOP6で採択された「生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という「2010年目標」の目標年にあたり、空白期間を設けることなく、2011年以降の新たな世界目標となる「ポスト2010年目標（新戦略計画）」を決定することが必要とされていました。②2006年のCOP8で「遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）」に関して、COP10までに国際的な枠組みの検討を終えることが採択されており、国際的な枠組みに合意することが求められていました。③国連が定めた「国際生物多様性年」に開催され、世界各地でさまざまなイベントが開催されるなど、かつてないほどに生物多様性の問題への関心が高まっていました。



COP10全体会合

## COP10の主な成果

COP10での議題は多岐にわたり、新戦略計画・愛知目標と、名古屋議定書の採択を主な成果として、合計47の決定が採択されました。

- 新戦略計画・愛知目標（ポスト2010年目標）
- 遺伝資源へのアクセスと利益配分「ABS (Access and Benefit Sharing)」に関する名古屋議定書
- 資源動員戦略
- 持続可能な利用
- 世界植物保全戦略
- 海洋と沿岸の生物多様性
- 気候変動と生物多様性
- ビジネスと生物多様性等多様な主体との協力 ほか

# 新戦略計画と愛知目標

COP10では、生物多様性に関する2011年以降の新たな世界目標である条約の新戦略計画が採択されました。新戦略計画の長期目標は「自然と共生する世界」の実現です。私たちが生態系から受ける恩恵を絶やさないためにも、地球規模での生物多様性の保全と回復をめざし、緊急かつに効果的な行動を起こすことが求められています。そのための具体的な行動目標として、2020年あるいは2015年までをターゲットにした20項目からなる「愛知目標」があります。

## 新戦略計画が採択された背景

2002年のCOP6（オランダ・ハーグ）において、「生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という「2010年目標」を含む「生物多様性条約戦略計画」（以下「戦略計画」という）が採択され、この目標の達成に向けた取組が世界各地で進められてきました。

しかし、「地球規模生物多様性概況第3版（GBO3）」では、2010年目標について15の評価指標のうち、9つの指標で悪化傾向が示され、「2010年目標は達成されず、生物多様性は引き続き減少している」と結論付けました。

さらに、このまま損失が続くと、生態系が自己回復できる限界値である「転換点（tipping point）」を超え、将来世代に対して取り返しのつかない事態を招くおそれがあり、人類が過去1万年にわたって依存してきた比較的安定した環境条件が来世紀以降も続くかどうかは、次の10～20年間の行動によって決まると指摘されました。

こうした危機感の中、COP10では、2011年以降の新たな戦略計画や愛知目標が議論され、採択されました。

## 愛知目標の策定を受けて

愛知目標は、生物多様性条約全体の取組を進めるための柔軟な枠組みとして位置付けられ、今後各国が、生物多様性の状況や取組の優先度等に応じて国別目標を設定し、各国の生物多様性国家戦略の中に組み込んでいくことが求められています。また、COP11においても戦略計画に沿う形で国家戦略の改定を行うよう強く要請されました。

我が国も、COP10で採択された愛知目標の達成に向けて、2012年に生物多様性国家戦略の改定を行いました。



### 転換点（ティッピングポイント）とは？

GBO3では、転換点を「ある生態系が全く新しい状態へ移行するような状況」と定義しています。この転換点を迎えると、地域もしくは地球規模のスケールで、生物多様性と生物多様性が支える生態系サービスに甚大な変化が生じ、元の状態に回復させることは困難になります。このままの損失が続けば、いずれ転換点を迎える可能性が高いとされ、科学者や政策立案者にとって大きな関心事となっている一方で、事前に正確に予測することは、現状ではほぼ不可能とされています。

## 新戦略計画

### 長期目標 “Living in harmony with nature” 自然と共生する世界

VISION

戦略計画の長期目標(ビジョン)は、「自然と共生する」世界の実現が掲げられています。それは、「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、そのことによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界です。

ここで示された「自然との共生」の概念は、2010年1月に日本から生物多様性条約事務局に提案したもので、我が国において古くから培われてきた自然共生の考え方や知恵が、広く世界各国の理解と共感を得たものといえます。

### 短期目標 生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する

MISSION

2020年までの短期目標(ミッション)は、生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施することです。

これによって2020年までに回復力のある生態系と、そこから得られる恩恵が継続されることを確保し、そして、地球の生命の多様性を確保し、人類の福利(人間のゆたかな暮らし)と貧困解消に貢献します。

このためには、①生物多様性への圧力(損失原因)の軽減・生態系の回復・生物資源の持続可能な利用 ②遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分 ③適切な資金・能力の促進 ④生物多様性の課題と価値が広く認知され、行動につながること(主流化) ⑤効果的な政策の実施、予防的アプローチと科学に基づく意思決定、を必要としています。



#### ◆個別目標/愛知目標

- |                                                       |                                              |
|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 目標1 人々が生物多様性の価値と行動を認識する                               | 目標11 陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される             |
| 目標2 生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合に国家勘定、報告制度に組み込まれる    | 目標12 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される                       |
| 目標3 生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される     | 目標13 作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される            |
| 目標4 すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する                     | 目標14 自然の恵みが提供され、回復・保全される                     |
| 目標5 森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する | 目標15 劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する |
| 目標6 水産資源が持続的に漁獲される                                    | 目標16 ABS に関する名古屋議定書が施行、運用される                 |
| 目標7 農業・養殖業・林業が持続可能に管理される                              | 目標17 締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する               |
| 目標8 汚染が有害でない水準まで抑えられる                                 | 目標18 伝統的知識が尊重され、主流化される                       |
| 目標9 侵略的外来種が制御され、根絶される                                 | 目標19 生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される                 |
| 目標10 サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する          | 目標20 戦略計画の効果的な実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する     |

# 愛知目標 — 20の個別目標

COP10では、生物多様性の損失を止めるために愛知目標として20の個別目標が決まりました\*1。

## 戦略目標A.

各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。

**目標 1** 遅くとも2020年までに、生物多様性の価値及びそれを保全し持続可能に利用するために取り得る行動を、人々が認識する。

日常生活や社会経済活動においてさまざまな立場の人々が、生物多様性の保全や持続可能な利用にむけた行動に積極的に参加することが必要です。そのため、広報・教育・普及啓発（CEPA）によって、可能な限りすべての人々が生物多様性の価値や保全にむけた行動、たとえば個人の消費やライフスタイルを変えること等について理解することが重要です。

しかしながら、日本でも、生物多様性という言葉やその意味については十分に知られていない状況です。

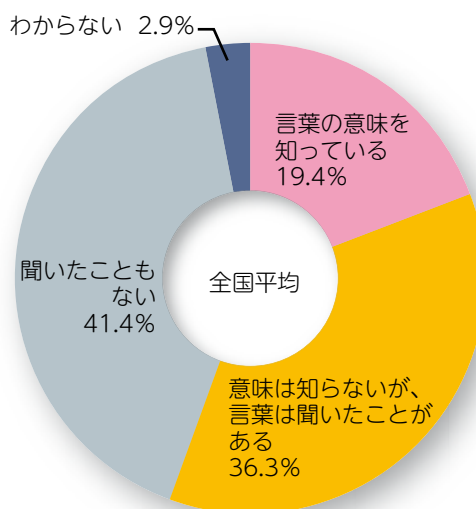


森林再生に取り組む学生たち  
静岡県立下田高等学校南伊豆分校 提供

**目標 2** 遅くとも2020年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発及び貧困削減のための戦略や計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定や報告制度に組み込まれている。

生物多様性が支える生態系サービスの価値は全世界で数兆ドルに相当するといわれています。この価値を国や地方自治体の様々な意思決定に組み込むことは、政策決定者が生物多様性の損失による影響を適切に評価することにつながります。このため、生態系と生物多様性の経済学（TEEB）や生態系サービスへの支払い制度といった取組が進められています。

問：生物多様性という言葉の意味を知っていますか？



出典：内閣府 2012年  
「環境問題に関する世論調査」

**目標 3** 遅くとも2020年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考慮しつつ、負の影響を最小化又は回避するために、補助金を含む生物多様性に有害な奨励措置が廃止され、あるいは段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。

第一次産業等の自然と深い関わりをもつ産業に対する奨励措置の中には、結果的に生物多様性に悪影響を与えているものもあります。たとえば、ヨーロッパでは漁獲能力の向上につながる漁船の更新や燃料への補助金が、結果的に乱獲をもたらすことが指摘されています。その一方で、水産資源のモニタリングの奨励等生物多様性の保全と持続可能な利用につながる奨励措置もあります。様々な主体が生物多様性にとって有益となる行動を促すことにつながる措置を提供することが求められています。

\*1：愛知目標の和訳は環境省仮訳です。



**目標 4** 遅くとも2020年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。

自然資源の利用を環境容量の範囲内で持続可能な形で行うためには、総需要を削減するとともに、資源利用やエネルギー効率を向上させる必要があります。例えば、人間が使う資源の供給とそのプロセスで出る廃棄物を処理できる陸地・水域の面積を算出した値である「エコロジカル・フットプリント」の考え方に基づけば、既に地球の環境容量を超えた利用がされていると指摘されています。政府・ビジネスなどあらゆる関係者が持続可能な形での自然資源の利用計画を策定・実施していく必要があります。

## 戦略目標 B.

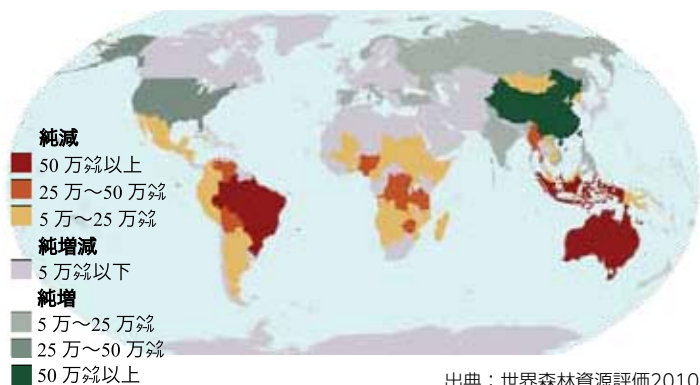
生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。

**目標 5** 2020年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減し、また可能な場合にはゼロに近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。

陸域の動植物の過半数は森林に生息し、その大半は熱帯林に生息していると推定されており、生物多様性を保全していく上で森林を含む自然生息地の保全は重要です。世界の森林面積は約40億 $\text{ha}$ で、2000年から2010年の森林面積の純変化（推計値）は、年平均で520万 $\text{ha}$ （九州と四国を足した面積程度）で、1990年代の830万 $\text{ha}$ に比べると減少しています。

しかし、熱帯林を中心に森林減少は続いており、特にアフリカや南アメリカなどでは森林面積の減少が最も大きくなっています。一方で、北欧や中国のように増加に転じている国もあります。

2005-2010年の国ごとの森林面積の変化（ $\text{ha}/\text{年}$ ）



出典：世界森林資源評価2010 (Global forest resources assessment 2010)

**目標 6** 2020年までに、すべての魚類と無脊椎動物の資源及び水生植物が持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、枯渇したすべての種に対して回復計画や対策が実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響が生態学的に安全な範囲内に抑えられる。

漁業は豊かな海の恵みの上に成り立っている環境依存型の産業であり、持続可能な漁獲のためには、それを支える生態系の健全さを保つことが必要です。しかし、評価可能な世界の漁業資源の約80%が、最大限あるいは過剰に漁獲され、漁業資源の総バイオマス量は1977年から11%減少したといわれています（FAO\*1試算）。生態系の健全さを保つため、エコシステム・アプローチに基つき、利用している魚種の個体数の増減に合わせた回復計画の策定等を通じた漁業資源のより良い管理が必要です。



日本の持続可能な定置網技術を海外に普及（インドネシア）

東京海洋大学・富山県氷見市 提供

\*1：FAO＝国際連合食糧農業機関

# 愛知目標 — 20の個別目標

**目標 7** 2020年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。

私たちの暮らしに直接かかわる農林水産業は、生物多様性とも深くつながっています。食料・繊維・燃料の需要の増大は、自然資源の過剰な利用につながり、生物多様性や生態系サービスの損失を引き起こします。今、生物多様性に配慮し、人にとっても安全で安定した農林水産物の供給が求められています。日本



佐渡市 提供

でも「生きものブランド米」などの認証産品が各地で販売されており、こうした生物多様性に配慮した事業者が増えることも重要です。

水田に生息する生きものに配慮した「生きものブランド米」(佐渡市)



**目標 9** 2020年までに、侵略的外来種及びその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために、定着経路を管理するための対策が講じられる。



特定外来生物 ヌートリア

侵略的外来種は生物多様性にとっての主要な脅威の一つです。全大陸のあらゆる生態系において、外来種の数が増加し、拡大の速度も増して

おり、侵略的外来種によって世界経済への被害は1兆4,000億ドル以上になる可能性があるといわれています。外来種の脅威に対しては、①侵入の防止、②侵入の初期段階での発見と対応、③定着した外来種の駆除・管理の各段階に応じた対策を進める必要があります。



外来植物ヒガタアシ(右)が在来種ヨシ(左)の生育環境を脅かす

**目標 8** 2020年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる。

化学肥料の使用などにより増加した栄養素(主に窒素とリン)等による汚染は、藻類や一部の細菌の生育を助長し、湖沼やサンゴ礁等の生態系における貴重な生態系サービスの損失を引き起こすと同時に、水質にも悪影響を及ぼし、特に湿地・沿岸・海洋域における生物多様性に対する脅威となっています。アジア・中南米・アフリカの大部分は、今後20年間に窒素蓄積の水準が上がると予測されており、汚染源の管理が重要です。

**目標 10** 2015年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力が最小化され、その健全性と機能が維持される。

様々な生態系サービスを供給し、多くの人々の暮らしを支えるサンゴ礁は、気候変動に対する脆弱性が高いといわれており、近年海水温の上昇等による大規模な白化現象が世界的に頻繁に発生しています。さらに大気中のCO<sub>2</sub>濃度の上昇に伴い、海水中のCO<sub>2</sub>が増加し海水の酸性化が進むと、炭酸カルシウムを主成分とするサンゴの骨格やプランクトンの殻が十分に形成されなくなる可能性があります。この結果、サンゴ礁における生態系のバランスが崩れることが懸念されています。サンゴ礁では海水の酸性化や水温上昇以外のストレスを減らすことによって、その影響を抑え、脆弱性が改善される可能性があります。そのため、汚染や過剰利用等のその他の圧力を減らすことが必要です。



白化したサンゴノタイ・プーケット島 (独) 国立環境研究所 提供

## 戦略目標C.

生態系、種及び遺伝子の多様性を保護することにより、生物多様性の状況を改善する。

**目標 11** 2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観や海洋景観に統合される。

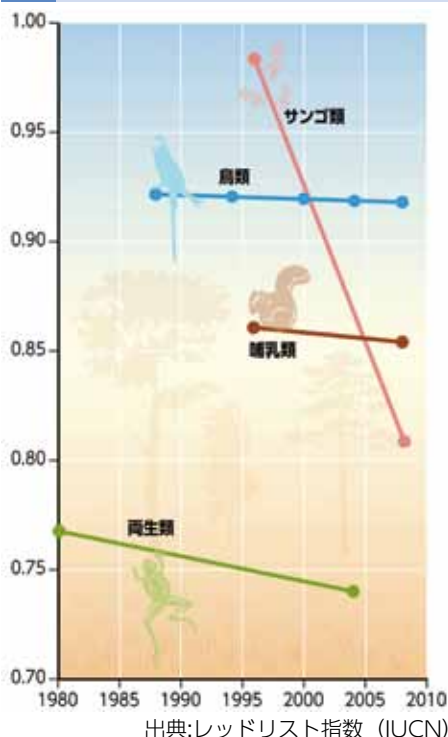
現在、世界の約13%の陸域と約5%の沿岸域が保護地域等によって保護されています。陸域の保護地域はわずかに増加している一方で、十分に管理されているのは2割ほどだと指摘されており、管理の有効性にはばらつきがあり、管理能力の向上が必要です。また、それぞれの生物の生態特性に応じて、生育・生息空間のつながりや、適切に配置された生態学的ネットワークを形成していくことが重要です。

なお、我が国の自然環境保全を直接の目的とした保護地域制度には、自然環境保全地域、自然公園、生息地等保護区、鳥獣保護区、国有林における保護林が挙げられ、自然公園については、国立公園・国定公園・都道府県立自然公園を合わせた面積は543万㊦と国土の約14.3%を占めています。



釧路湿原国立公園

**目標 12** 2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅が防止され、また、それらのうち、特に最も減少している種に対する保全状況の改善が達成、維持される。



野生の脊椎動物の個体数は、1970年から2006年の間に、地球規模で平均約3分の1が失われ、特に熱帯地域（59%）と淡水生態系（41%）で深刻な減少がみられます。「レッドリスト指数」によると、最大の危険に直面しているのは両生類で、最も急速に状況が悪化しているのは、暖水域の造礁サンゴです。環境省レッドリストでは、日本に生息・生育する爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類の3割強、哺乳類、維管束植物の2割強、鳥類の1割強にあたる種が絶滅危惧種となっています。これらの種の絶滅や減少をくい止めるための対策を進めていきます。

**目標 13** 2020年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、また、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。

ある生物種の集団が遺伝的に多様であれば、環境の変化があった場合にも生き残る可能性は高くなると考えられます。栽培植物や農園動物、家畜、その野生近縁種の生物多様性は減少しており、貴重な種の多様性も減少しています。このため域内保全や遺伝子バンクの整備などの取組が必要です。

# 愛知目標 — 20の個別目標

## 戦略目標D.

生物多様性及び生態系サービスから得られるすべての人のための恩恵を強化する。

**目標 14** 2020年までに、生態系が水に関連するものを含む不可欠なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保護され、その際には女性、先住民<sup>\*1</sup>、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。

水や食料、医薬品の提供などの生態系サービスに関連する陸上、淡水及び海洋生態系の保全・回復は、特にそれらの生態系サービスへの依存の度合いが高い貧困層や先住民・地域社会にとってとりわけ重要です。途上国の約80%の人が、主に植物に由来する伝統薬に依存しており、世界保健機関(WHO)の推定によると、ガーナやナイジェリアなどでは、発熱した子どもの60%が自宅での薬草療法に頼っています。一方で、食料や医薬品に用いられる多くの鳥類・哺乳類や、薬用植物が大きな絶滅リスクに直面しています。



© Marielle van Uitert /UNDP Picture This

**目標 15** 2020年までに、劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復能力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。

気候変動の緩和には、二酸化炭素等の温室効果ガスを削減することに加え、多くの炭素を貯蔵している森林や湿原等の生態系を保全することも重要です。さらに劣化した生態系を再生させていくことで、生態系の回復力を向上させ、気候変動への適応にも貢献することができます。これらの取組は、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC)、国連砂漠化対処条約 (UNCCD) 等と連携し、相乗効果を生み出すことができる可能性があります。GBO3によれば、平均気温の上昇を2℃未満に抑えるという気候変動の緩和策と、生態系の回復対策等が並行して進められれば、転換点が回避される可能性は極めて高いとされています。

**目標 16** 2015年までに、遺伝資源の取得の機会 (アクセス) 及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。

COP10で採択された名古屋議定書の当面の目標はその締結と議定書の発効です。50ヶ国が締結した90日後に、名古屋議定書は発効します。このため、各国には、議定書に対応した国内制度の整備を進めることが求められています。



炭素を貯蔵する森林や湿原

<sup>\*1</sup> : 生物多様性条約の公定訳では「indigenous people」を「先住民」と訳していますが、この冊子では一般に多く用いられる「先住民」と訳しています。

## 戦略目標E.

参加型計画立案、知識管理及び能力構築を通じて実施を強化する。

**目標17** 2015年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改定生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。

2013年現在、170ヶ国以上（締約国の87%）が、生物多様性国家戦略および行動計画（NBSAP）を策定・改定をしています。これらを通して、多くの国々で、法律や作業計画が新たに整備されるなど、多岐にわたる取組が促進されています。各締約国は、2015年までに愛知目標を踏まえた国家戦略を策定・改定し、効果的な取組を実施していくことが求められています。我が国も2012年に愛知目標を踏まえた国家戦略の改定を行いました。

**目標18** 2020年までに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する先住民の社会及び地域社会の伝統的な知識、工夫、慣行及びこれらの社会の生物資源の利用慣行が、国内法制度及び関連する国際的義務に従って尊重され、これらの社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆる関連するレベルにおいて、条約の実施に完全に組み入れられ、反映される。

生物多様性条約の第8条(j)項では、生物多様性の持続可能な利用に関して伝統的な生活様式を有する先住民と地域社会の知識、工夫、慣行を尊重し、保存し維持することなどを掲げています。一方で多くの少数民族の言語が消滅の危機にあると考えられ、伝統的知識の継承が課題となっています。



生物多様性国家戦略2012-2020 パンフレット

**目標19** 2020年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基盤及び技術が向上し、広く共有され、移転され、適用される。

各国は、生物多様性に対する脅威を把握し、生物多様性の保全と持続可能な利用にむけた取組の優先度を決定するための情報を必要としています。さらに生物多様性に関する知識の向上と、生物多様性・生態系サービスの価値や機能のさらなる把握も必要です。本目標達成に向けては、新しい研究、新技術の開発、モニタリングを促進する他、既に利用可能な知識については、国レベル及び世界レベルでクリアリングハウスメカニズムを更に発展させていくことも有効です。

**目標20** 遅くとも2020年までに、戦略計画2011-2020の効果的な実施に向けて、あらゆる資金源からの、また資源動員戦略において統合、合意されたプロセスに基づく資金動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される可能性がある。

ほとんどの国、特に開発途上国では、人材や財源の面から条約を実施していくための能力は限られています。愛知目標の達成にむけて、特に政府開発援助（ODA）や各種の基金を通じた開発途上国への支援強化が重要です。

# 名古屋議定書

## 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS : Access and Benefit Sharing) とは



生物多様性条約の3つ目の目的に「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」があります。例えば、遺伝資源の提供国（主として途上国）の微生物を利用して、利用国（主として先進国）の製薬企業などが新しい医薬品を開発・販売して利益を得た場合に、提供国にもその利益を適切に配分し、その国の生物多様性の保全と持続可能な利用に役立てようとするものです。

### 遺伝資源

利用価値のある、または価値を有する可能性のある遺伝素材（遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材）のこと。

この仕組みを通して、①遺伝資源が円滑に取得（アクセス）され、②それにより開発された医薬品などが人類の福利に貢献し、③得られた利益の適切な配分によって世界的に生物多様性の保全が推進され、提供国・利用国双方に利益をもたらすことを目指しています。

しかし、途上国からは、「提供国の国内法令に反し、遺伝資源が不正に海外に持ち出された場合、それらを利用国において取り締まる手段がない」との不満がありました。一方、先進国からは、「提供国でのアクセスに対する厳しい規制や、手続きが不明確なことなどにより遺伝資源の円滑な利用ができない」といった不満がありました。

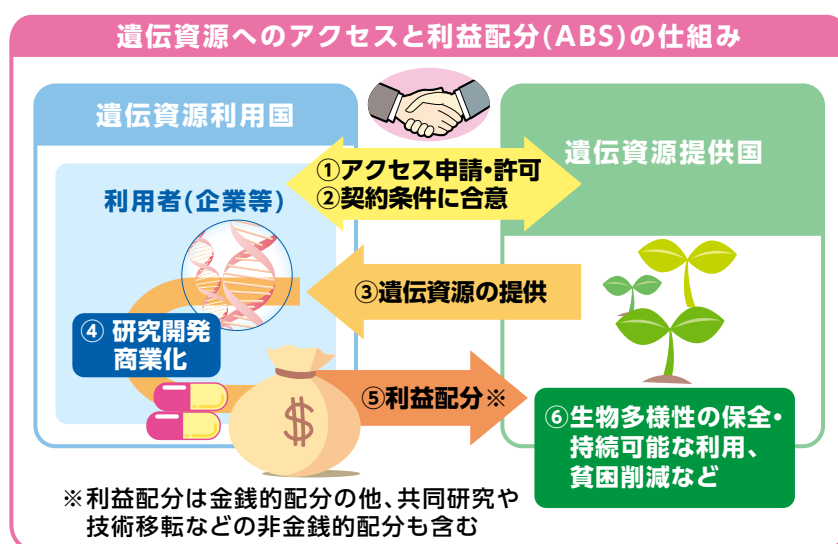
ABSの適切な実施を促すため、2002年のCOP6において「ボン・ガイドライン」が採択されましたが、途上国は、依然として遺伝資源が不正に持ち出されており、このような海賊行為（バイオパイラシー）を防ぐためには、法的拘束力を持った議定書の採択が必要と強く主張していました。2006年のCOP8では、ABSに関する国際的な枠組みの検討をCOP10までに終了させることが決定されていました。

## COP10で名古屋議定書を採択



COP8以降、COP10までの国際的な枠組みの検討終了を目指し、作業部会などで精力的に議論が重ねられました。しかし、途上国と先進国の意見の溝は埋まらず、COP10での議定書採択が危ぶまれました。事務レベルでの交渉期限とされたCOP10最終日前日の日付を過ぎても交渉はまとまりませんでした。

このため最終日の朝に、COP10議長である我が国の環境大臣から議定書の議長案が提示され、この案をもとに閣僚級の議論が重ねられ、最終的には各締約国が互いに譲歩するかたちで、「名古屋議定書」が採択されました。



## 名古屋議定書の概要

生物多様性条約では、各締約国は自国の天然資源に対して主権的権利をもち、遺伝資源のアクセスにつき定める権限を有するとされ、アクセスに際しては、その国の国内法令に従うこととされています。また、遺伝資源へのアクセスのためには、その国の事前同意を得る必要があり、遺伝資源の利用から生ずる利益の配分については当事者間の相互の合意条件（契約）に委ねることとされています。

名古屋議定書では、このような条約の規定が適正に実施されることを確保するために、提供国と利用国が実施すべき措置を定めています。

提供国に対しては、遺伝資源へのアクセスに関する手続きに法的な確実性、明確性、透明性を与えることなどを求めています。また、生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献する研究を促進し、奨励する条件を整えることや、感染症の拡大などの緊急事態においては、例えばワクチンなどの医薬品の開発に必要な遺伝資源へのアクセスを迅速に認めるなどの考慮を求めています。

### 名古屋議定書の概要

#### 正式名称

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書

#### 目的

- ・ 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分
- ・ 生物多様性の保全とその構成要素の持続可能な利用に貢献

#### 主な規定

- ・ 用語（第2条）  
「遺伝資源の利用」とは、バイオテクノロジーの適用を含む、遺伝資源の遺伝的、生化学的な構成に係る研究開発の実施
- ・ 適用範囲（第3条）  
生物多様性条約の範囲内の遺伝資源と遺伝資源に関連する伝統的知識、及びこれらの利用から生ずる利益

- ・ 公正かつ衡平な利益配分（第5条）  
相互合意条件（契約）に基づき当事者間で利益を公正かつ衡平に配分
- ・ アクセス（第6、7条）  
遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の提供国は、ABSに係る手続きの法的確実性、明確性、透明性を確保
- ・ アクセスへの特別の考慮事項（第8条）  
非商業目的の研究、緊急事態における特別の対応
- ・ ABSに係る国内法令などの遵守（第15、16条）  
提供国の国内法令などに従う形で、自国内で遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識が利用されるよう適切な措置の実施
- ・ 遺伝資源の利用の監視（第17条）  
各締約国は、遺伝資源の利用について監視するために一つ以上のチェックポイントを指定

一方、利用国に対しては、自国の国内で利用されている遺伝資源が、提供国の事前同意を得ていることなどを確認し、これに反している場合は自国の制度で適切な措置を実施することを求めています。具体的には、①1つ以上の確認機関（チェックポイント）を置き、②その機関で、自国内で利用されている遺伝資源が提供国の事前同意を得ているものか、相互合意条件（契約）が設定されているものかを確認し、③その情報を提供国や国際的なクリアリングハウスメカニズムに提供することを規定しています。

## 名古屋議定書の発効と実施に向けて

名古屋議定書は、2011年2月から2012年2月まで署名のために開放され、91ヶ国及びEUが署名しました。名古屋議定書は、50番目の国が締結した日から90日後に発効します。2013年2月時点の締約国は15ヶ国（主として途上国）です。

我が国は2011年5月に名古屋議定書に署名しました。COP10で決定された愛知目標を踏まえ、「生物多様性国家戦略2012-2020」では、「可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも2015年までに、名古屋議定書に対応する国内措置を実施することを目指す。」ことを国内目標としています。

現在、我が国では、議定書の締結と実施に向けて、国内制度の検討や整備を進めているところです。

# SATOYAMAイニシアティブ



栃木県茂木町岩ノ作棚田 NPO法人 棚田ネットワーク 提供

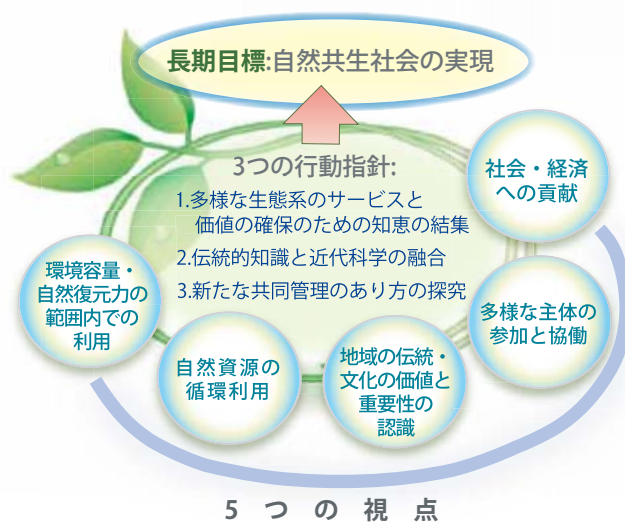
## 「自然共生社会の実現」に向けて



人々の暮らしや生物多様性を守るためには、原始的な自然環境だけではなく、農業や林業などの人の営みを通じて形成・維持されてきた二次的な自然環境の保全も重要です。こうした自然環境は多様な生物の生息場所となるなど、生物多様性を保全する上で重要な役割を果たしますが、都市化や地域における産業構造の変化、急激な人口の増加や過疎化・高齢化などにより、世界の多くの場所で危機に瀕しています。

我が国においても、里地里山の管理や再活性化は、過疎化や地域に根差した一次産業の衰退が進む中で長年取り組んできている大きな課題です。このような状況を踏まえ、COP10のスローガンともなった「自然との共生」を実現するため、COP10議長国として、二次的な自然環境における生物多様性の保全とその持続可能な利用の両立を目指す「SATOYAMAイニシアティブ」を提唱し、諸外国や関係機関と問題意識を共有しつつ、世界規模で検討し、取組を進めていくことにしました。

具体的には、長期目標である「自然共生社会の実現」を図るため、行動指針や視点に則した取組を進め、自然のプロセスに沿った、農林水産業をはじめとする社会・経済活動の維持発展に貢献していくこととしています。



## 「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ」



SATOYAMAイニシアティブの考え方に基づいた具体的な取組を進めていくにあたり、参加団体間の情報共有や連携した活動を促すための枠組みとして、COP10期間中に政府やNGO、先住民団体、学術研究機関、企業、国際機関等が「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ」(IPSI)を発足させました。また、2011年3月10～11日に愛知県名古屋市でIPSI第1回定例会合が開催され、18団体からなる運営委員会が設立されました。(2013年2月現在、パートナー数は国際機関のほか、17ヶ国の政府等、合計132団体が参加しています。)



2010年10月19日 発足

さらにCOP10では、SATOYAMAイニシアティブを、生物多様性および人類の福利のために人為的影響を受けた自然環境をより理解・支援する有用なツールとなり得るものと認識するとともに、締約国やその他の政府および関連機関に対して、SATOYAMAイニシアティブを更に発展させるためにIPSIへ参加することを勧奨することなどを決定しました(X/32\*)。今後は、IPSIの活動の充実・発展を通じ、SATOYAMAイニシアティブの一層の推進を図っていくこととしています。

\*1:「X/32」はCOP10での決定32を示しています。



# 民間参画・地方自治体

## 民間参画 — ビジネスと生物多様性

2006年のCOP8において、民間参画に関する決定が初めて採択されました。この中では、ビジネス部門は生物多様性に重大な影響を与えているものの、条約実施への貢献が最も少ない利害関係者とみなされた一方で、ビジネス部門の優秀な取組を奨励することにより条約実施に大きな貢献をもたらす可能性があることが示されました。2008年のCOP9では開催国ドイツ政府の主導で「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」が提唱され、生物多様性に先進的な取組を行う25、うち日本企業5の企業が参加しています（2013年2月現在）。

2010年のCOP10では、国や地域レベルで取組が始まったビジネスと生物多様性イニシアティブ間の国際的な連携を図るため、世界的な取組を束ねる枠組みの設置を奨励すること等が決められました（X/21）。

2012年のCOP11では、事業者に対する要求事項として、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた行動の継続、融資による環境や地域住民への影響の最小化のため国際金融公社（IFC）の基準の考慮が求められ、同奨励事項として、サプライチェーンの関係者による取組の促進、生物多様性・生態系サービスに対する影響・依存やチャンス・リスクの分析・公表等が決定しました（XI/7）。

### ◇生物多様性民間参画パートナーシップ

COP10期間中に、生物多様性の保全及び持続可能な利用等、条約の実施に対する民間参画を推進する「生物多様性民間参画パートナーシップ」が発足しました。

本パートナーシップは、経団連自然保護協議会、日本商工会議所、経済同友会が中心となり、国際自然保護連合（IUCN）日本プロジェクトオフィス、環境省、農林水産省、経済産業省の協力も得て設立されましたが、中小企業や一次産業を含む幅広い事業者の参加を得て、事業者どうしが、経済団体・NGO・研究者・公的機関等、事業者の取組みを支援する様々な関係者を交えて、情報共有、経験交流を図ります。

参加の要件は、行動指針（1項目以上）に沿った活動を実践、推進する意思があることで、2013年2月現在501団体の参加を得ています。

#### 生物多様性民間参画パートナーシップ行動指針

1. 自然の恵みに感謝し、自然循環と事業活動との調和を志す
2. 生物多様性の危機に対してグローバルな視点を持ち行動する
3. 生物多様性に資する行動に自発的かつ着実に取り組む
4. 資源循環型経営を推進する
5. 生物多様性に学ぶ産業・暮らし・文化の創造を目指す
6. 国内外の関係組織との連携・協力を努める
7. 生物多様性を育む社会づくりに向け率先して行動する

WEB 生物多様性民間参画パートナーシップ  
<http://www.bd-partner.org/>

## 地方自治体

COP10では、2011年から2020年までの「都市と地方自治体の生物多様性に関する行動計画」が承認されました。この行動計画は、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるにあたって、地方自治体の持つ役割を



COP10 支援実行委員会 提供

認識し、地方自治体に「生物多様性地域戦略」の策定や普及啓発などを求めています。また、締約国や他の政府機関に対し、行動計画の実施を奨励することが決定されました（X/22）。

さらに、COP10期間中には、愛知県、名古屋市が中心となり、30ヶ国・249団体（国内自治体129団体、海外自治体56団体、国際機関等64）、約700人の参加を得て、自治体における生物多様性の取組の推進を議論する「生物多様性国際自治体会議」を開催し、「地方自治体と生物多様性に関する愛知・名古屋宣言」を決定しました。

# その他の決定に関する主な内容

## 資源動員戦略 (X/3)

しっかりとした指標ができるなどの条件で、COP11の際に目標を採択すること、目標設定にあたっては、条約の3つの目的達成に貢献するため、2020年までに途上国への毎年の国際的資金フローを増加させることも検討することが決定された。

COP10での議論は、COP9で決定された「資源動員戦略」のフォローアップのためのもので、焦点は、「戦略」の進捗状況をモニターするための指標及び目標でした。途上国側は、具体的な金額目標の明記を強く求めましたが、先進国側は、しっかりとした指標無しにそのような目標を設定するという議論に応じられないとし交渉が非常に難航しました。最終的に、途上国側は具体的目標設定の要求を取り下げ、指標についての議論が行われ、しっかりとした指標ができるなどの条件で、COP11の際に目標を採択すること等が決定されました。

## 世界植物保全戦略 2011-2020 (X/17)

新たな数値目標を盛り込んだ2011年から2020年までの「世界植物保全戦略」が決定され、また、この戦略が各国の状況に合わせた枠組みであること、国際機関等に対し、その実施に向けて開発途上国に対する支援を招請することが確認された。

現在、地球上では、6万～10万種に及ぶ植物が絶滅の危機に瀕しています。COP10では、2002年に策定された世界植物保全戦略の改定が行われ、より高い数値目標を掲げた16の目標をたてました。 ※ ( ) 内は2002年の目標数値

- ◆ 各生態的地域または植生タイプの15%を保護すること。(10%から↑)
- ◆ 絶滅危惧種の最も重要な生育地の75%を保護すること。(50%から↑)
- ◆ 絶滅危惧植物種の75%を生育域内で保全すること。(60%から↑)
- ◆ 絶滅危惧植物種の75%を生育域外で保全し、(60%から↑) 20%を種の回復事業の対象とすること。(10%から↑) など



タデスミレ 絶滅危惧 IB類 (EN)

## 海洋と沿岸の生物多様性 (X/29)

保護地域の設置やネットワークを円滑にすること、海洋酸性化等の気候変動に関連することも含めて海洋と沿岸の生物多様性を各国の生物多様性国家戦略等に組み入れることなどを促進することが決定された。

2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」で採択された「ヨハネスブルグ実施計画」では、「2012年までに海洋保護区のネットワークを構築する」ことが盛り込まれていますが、保護区の設定自体が限定的で進捗が遅れていることが指摘され、各国等は目標を達成するよう求められました。その他、生態学的及び生物学的に重要な海域 (EBSA) に関する締約国や政府間機関の理解の向上や、気候変動に関連した海洋酸性化の影響の検討等、様々な課題の対応について採択されました。

我が国は、「海洋生物多様性保全戦略」を策定 (2011年3月) し、生物多様性の保全上重要度の高い海域の抽出等科学的な情報等の充実や、海洋生物多様性に影響を与える要因に応じた軽減策の遂行、海洋保護区の拡大と管理の充実やネットワーク化等を推進していくことにしています。

## 生物多様性と気候変動 (X/33)



森林の劣化・減少による温室効果ガス排出の削減等REDD+（プラス）の活動に関する生物多様性の保全措置や影響評価について、生物多様性条約事務局が助言や検討を行うことや、2012年に開催された国連持続可能な開発会議（RIO+20）に向け、他のリオ条約（国連気候変動枠組条約及び国連砂漠化対処条約）との共同活動の検討を行うことが決定された。

REDDとは、開発途上国における森林の減少や劣化を回避することで、温室効果ガスの排出を削減する取組をいいます。これに、森林の保全や持続可能な管理、森林における炭素蓄積・増加の取組を含めてREDD+と呼ばれています。これらは、UNFCCCにおいて議論されていますが、生物多様性にも関連しているものです。COP10では、REDD+の活動に対する生物多様性の保全措置や影響評価について生物多様性条約事務局が助言・検討することが決定されました。また地球工学（ジオ・エンジニアリング）について、適切な考慮がなされるまでは、生物多様性に悪影響を与える可能性のある地球工学活動は行わないことが決定されました。

さらに、COP10では、2012年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開かれた国連持続可能な開発会議（RIO+20）を見据え、気候変動枠組条約だけではなく、砂漠化対処条約も含めた「リオ3条約」の連携を深め、気候変動・生物多様性・土地荒廃などに関する共同活動の検討を行うことが決定されました。



## 水田決議の実施の奨励 (X/34)



農業の生物多様性 (X/34) において、特に水田農業の重要性を認識するとともに、ラムサール条約の決議31「水田決議」を歓迎し、締約国にその実施を求めることが決定された。

2008年に韓国において開催されたラムサール条約第10回締約国会議では、生物の生息地としての水田の重要性を認識し、生物多様性を高める農法や水管理の推進を求める「水田決議（湿地システムとしての水田における生物多様性の向上）」が採択されました。COP10においても、農業と生物多様性の決定の中で、この「水田決議」を歓迎し、各締約国にその実施を求めることが決定されました。



水田で餌を探すトキ 佐渡市 提供

### ラムサール条約

特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地と動植物の保全促進を目的とする条約で、登録湿地は、164ヶ国・2,098ヶ所で、合計面積は、約20,504万 $\text{km}^2$ に及びます。（2013年2月現在）

## 侵略的外来種 (X/38)



ペット、水族館・動植物園の展示生物、生き餌・生食料として導入された侵略的外来種の拡散等に関する既存の国際的な規制枠組みの隙間の解消に向けて専門家グループを設置することが決定された。

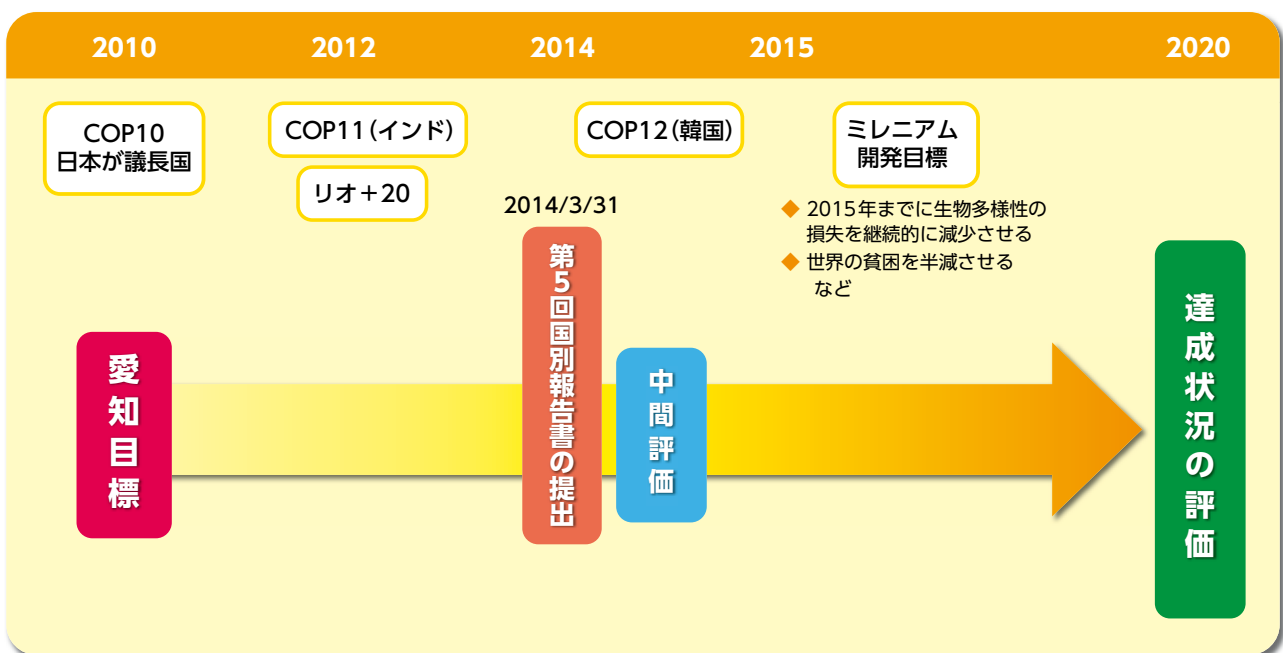
ペットや水族館・動植物園の展示生物、生き餌・生食料として持ち込まれた種の中には、国際獣疫事務局（OIE）や、国際植物防疫条約（IPPC）などの有害動植物による被害を防止するための既存の国際的な規制の枠組みから外れているものの、侵略的外来種として生態系等に被害を及ぼすものがあります。COP10では、こうした既存の規制の枠組みの隙間を解消していくため、専門家グループを設置し検討を行うことなどが決定されました。

# その他の決定に関する主な内容

## 国連生物多様性の10年 (The United Nations Decade on Biodiversity 2011–2020) (X/8)



世界的に生物多様性の損失に歯止めがかからない現状を踏まえ、日本が提案していた「国連生物多様性の10年」は、COP10において、国連総会で採択するよう勧告することが決まりました。そして、2010年12月の第65回国連総会で、2011年から2020年までの10年間で、愛知目標の達成に貢献するため、国際社会のあらゆるセクターが連携して生物多様性の問題に取り組む「国連生物多様性の10年」とする決議が採択されました。



## IPBES 「生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム」(X/11)



(Intergovernmental science - policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services)

生物多様性に関する様々な課題に取り組むには、科学的な知見が重要です。このため、科学と政策のつながりを強化し、世界中の科学者の研究を基に政策提言を行う機関の設置が求められていました。

すでに、気候変動の分野では、国際的な専門家をつくる「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」があり、科学的知見、経済学的な分析、対策のオプションなどを検証しています。IPBESは“生物多様性版IPCC”ともいわれ、2012年4月に設立され、第1回総会が2013年1月に開催されました。

2010年12月 第65回国連総会で国連環境計画 (UNEP) に対し、できるだけ早期にIPBESの態様や体制を決定するための総会の開催を要請する決議を採択

2012年 4月 IPBESのあり方と制度的取り決め決定についての総会 第2回会合で、IPBESの設立を決定する決議を採決

2013年 1月 IPBES第1回総会を開催 (ドイツ・ボン)

# COP10の決定事項一覧

|    |                                                                                                       |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分                                                                     |
| 2  | 2011年から2020年までの戦略計画及び愛知目標                                                                             |
| 3  | 条約の3つの目的の達成を支援するための資源動員戦略                                                                             |
| 4  | 地球規模生物多様性概況第3版：条約の将来の実施のための推論                                                                         |
| 5  | 2011年から2020年までの戦略計画と条約の実施                                                                             |
| 6  | 開発及び貧困根絶と生物多様性の統合                                                                                     |
| 7  | 成果指向型の最終目標、目標、関連指標の検討と2010年以降に向けた調整事項の検討                                                              |
| 8  | 国連生物多様性の10年 2011-2020年                                                                                |
| 9  | 締約国会議の開催頻度を含む2011-2020年の多年度作業計画                                                                       |
| 10 | 国別報告：第5回国別報告書に対する提案と現在までの経過の検討                                                                        |
| 11 | 生物多様性、生態系サービスと人類の福利に関する科学と政策のインターフェースと政府間会合の成果に対する考察                                                  |
| 12 | 科学技術助言補助機関(SBSTTA: Subsidiary Bodies for Scientific, Technical and Technological Advice)の効率を改善する手段と方法 |
| 13 | 新規かつ緊急の検討事項                                                                                           |
| 14 | 決定の廃止                                                                                                 |
| 15 | 科学上及び技術上の協力とクリアリングハウスメカニズム                                                                            |
| 16 | 技術移転及び協力                                                                                              |
| 17 | 更新された世界植物保全戦略2011-2020年の統合                                                                            |
| 18 | コミュニケーション、教育、普及啓発(CEPA)と国際生物多様性年                                                                      |
| 19 | ジェンダーの主流化                                                                                             |
| 20 | 他条約及び国際組織、イニシアティブとの協力                                                                                 |
| 21 | ビジネスの参画                                                                                               |
| 22 | 準国家、都市及びその他の地方自治体の行動計画                                                                                |



|    |                                                                                     |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 23 | 生物多様性と開発における南南協力のための多年度行動計画                                                         |
| 24 | 経済的メカニズムに対するガイダンスの検討                                                                |
| 25 | 資金メカニズムに対する追加的ガイダンス                                                                 |
| 26 | 資金メカニズム：地球環境ファシリティ(GEF: Global Environment Facility) 信託基金の第6次増資期間における条約実施に必要な資金額の評価 |
| 27 | 資金メカニズム第4次有効性レビューに対する準備                                                             |
| 28 | 内陸水の生物多様性                                                                           |
| 29 | 海洋と沿岸の生物多様性                                                                         |
| 30 | 山地の生物多様性                                                                            |
| 31 | 保護地域                                                                                |
| 32 | 生物多様性の持続可能な利用                                                                       |
| 33 | 生物多様性と気候変動                                                                          |
| 34 | 農業の生物多様性                                                                            |
| 35 | 乾燥地及び半湿潤地の生物多様性                                                                     |
| 36 | 森林の生物多様性                                                                            |
| 37 | バイオ燃料と生物多様性                                                                         |
| 38 | 侵略的外来種                                                                              |
| 39 | 世界分類学イニシアティブ                                                                        |
| 40 | 条約の作業における先住民と地域社会の参加促進メカニズム                                                         |
| 41 | 伝統的知識の保護のための制度の要素                                                                   |
| 42 | 先住民及び地域社会の文化及び知的遺産を尊重するためのTkarihwaie:ri倫理行動規範                                       |
| 43 | 第8条(j)項及びその関連規定を実施するための多年度作業計画                                                      |
| 44 | 奨励措置                                                                                |
| 45 | 条約の運営及び2011-2012年の2ヶ年作業計画のための予算                                                     |
| 46 | 第11回締約国会議の開催日程及び開催地                                                                 |
| 47 | 日本国政府及び日本国民への謝辞                                                                     |



# 生物多様性国家戦略2012-2020

## 生物多様性国家戦略とは

生物多様性国家戦略とは、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する我が国の基本的な計画です。

我が国は、平成7年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、平成14年、平成19年、平成22年に見直しを行ってきました。そして、平成24年に改定した生物多様性国家戦略2012-2020では、COP10で採択された愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示しました。また、東日本大震災の発生や人口減少の進展をはじめとした社会状況を踏まえ、これまでの人と自然との関係を見つめ直し、今後の自然共生社会のあり方を示す内容となりました。

## 愛知目標の達成に向けて

生物多様性国家戦略計画2012-2020では、COP10で採択された「戦略計画2011-2020」に沿った長期目標、短期目標を掲げ、愛知目標の達成を実現するためのロードマップとして、我が国の国別目標、主要行動目標及び関連指標を示しました。さらに、過去に損なわれた生態系を回復していくためには100年という長期的視野で考えていくことも重要であることから、100年先を見据えた自然共生社会における国土のランドデザインも示しています。

**2010年** 生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10)

**2012年** 生物多様性国家戦略 2012-2020 策定

**2020年** 短期目標

生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けた我が国における国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する。

**2050年** 長期目標

生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、我が国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現する。

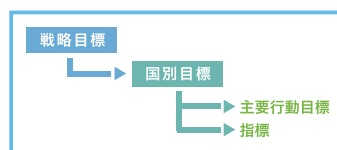
## 自然共生社会における国土のランドデザイン

過去に損なわれた生態系を回復していくためには100年という長期的視野で考えていくことも重要です。このため、100年先を見据えて目指すべき目標像として、「自然共生社会における国土のランドデザイン」を具体的なイメージとして示しています。

## 生物多様性国家戦略2012-2020のポイント

### 愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを提示

愛知目標の達成に向けたロードマップとして、愛知目標に沿って5つの戦略目標毎に、我が国の状況やニーズに応じた13の国別目標、国別目標の達成に向けた48の主要行動計画、国別目標の達成状況を把握するための81の指標を設定しました。



### 東日本大震災の経験を踏まえた自然共生社会のあり方を提示

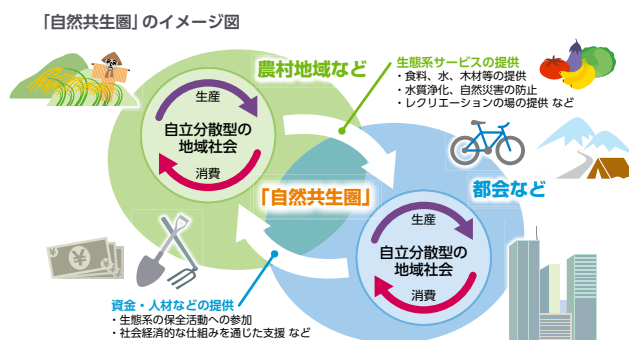
「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」ことを理念として掲げ、生態系サービスの受給でつながりをお互いで支えあう「自然共生圏」という考え方を提示しました。

### 2020年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として「5つの基本戦略」を設定

- (1) 生物多様性を社会に浸透させる
- (2) 地域における人と自然の関係を見直し・再構築する
- (3) 森・里・川・海のつながりを確保する
- (4) 地球規模の視野を持って行動する
- (5) 科学的基盤を強化し、政策に結びつける (新規)

### 今後5年間の政府の行動計画として約700の具体的施策を記載

「愛知目標の達成に向けたロードマップ」の実現に向け、今後5年間の行動計画の約700の具体的施策を記載し、50の数値目標を設定しました。



愛知目標の達成に向けた我が国の国別目標等

| 戦略目標                                                               | 国別目標                                                                                       | 主要行動目標                                                                                                                    | 対応する愛知目標                                                               |
|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 戦略目標A:<br>生物多様性の損失の根本原因に対処                                         | A-1:<br>「生物多様性の社会における主流化」の達成等                                                              | A-1-1: 生物多様性の広報・教育・普及啓発等の充実・強化                                                                                            | 1                                                                      |
|                                                                    |                                                                                            | A-1-2: 生物多様性等の経済的な評価などによる可視化の取組の推進                                                                                        | 2                                                                      |
|                                                                    |                                                                                            | A-1-3: 地方自治体における生物多様性地域戦略の策定や実践的な取組の促進<br>2013年までに生物多様性地域戦略の策定の手引きの改定                                                     | 3<br>4                                                                 |
|                                                                    |                                                                                            | A-1-4: 生物多様性への配慮事項が盛り込まれた国・地方自治体の戦略・計画等の策定の促進、奨励措置による生物多様性への影響の考慮、生物多様性に配慮した奨励措置の実施                                       |                                                                        |
|                                                                    |                                                                                            | A-1-5: 持続可能な事業活動のための方針の設定・公表とその実施の奨励                                                                                      |                                                                        |
| 戦略目標B:<br>生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組を進め、持続可能な利用を推進                  | B-1:<br>自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の減少                                                             | B-1-1: 2014年又は2015年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに損失速度や劣化・分断の状況把握のための手法、ベースラインの確立                                                  | 5                                                                      |
|                                                                    |                                                                                            | B-1-2: 2020年までに生息地の劣化・分断の減少のための取組を実施 等                                                                                    |                                                                        |
|                                                                    |                                                                                            | B-1-3: 2015年までに鳥獣保護法の施行状況の見直しの実施 等                                                                                        |                                                                        |
|                                                                    |                                                                                            | B-1-4: 鳥獣による農作物被害対策や森林被害対策の推進 等                                                                                           |                                                                        |
|                                                                    | B-2:<br>生物多様性の保全を確保した農林水産業の持続的な実施                                                          | B-2-1: 持続的な農業生産の維持や生産基盤の管理といった生産関連活動と生物多様性の保全を両立させる取組の促進                                                                  | 6<br>7                                                                 |
|                                                                    |                                                                                            | B-2-2: 森林の多面的機能の持続的発揮、森林のモニタリング調査の推進 等                                                                                    |                                                                        |
|                                                                    |                                                                                            | B-2-3: 持続的な漁業と生物多様性の保全を両立させる取組の促進 等                                                                                       |                                                                        |
|                                                                    |                                                                                            | B-2-4: 自然と共生した里海づくりの取組の実施                                                                                                 |                                                                        |
|                                                                    | B-3:<br>窒素やリン等による汚染状況の改善、水生生物の保全と生産性の向上等                                                   | B-3-1: 流域からの栄養塩類・有機汚濁物質の削減、2015年3月までに第7次水質総量削減の実施                                                                         | 8                                                                      |
|                                                                    |                                                                                            | B-3-2: 2014年までに水生生物の保全のための下層DO及び水生植物の保全のための透明度についての環境基準化の検討 等                                                             |                                                                        |
|                                                                    |                                                                                            | B-3-3: 生息環境を維持するための管理方策の確立に向けた調査研究の実施                                                                                     |                                                                        |
|                                                                    | B-4:<br>外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえた侵略的外来種の特定、定着経路情報の整備、防除の優先度の整理、防除の計画的推進等                        | B-4-1: 2014年までに侵略的外来種リストの作成、定着経路の情報整備 等                                                                                   | 9                                                                      |
|                                                                    |                                                                                            | B-4-2: 2014年までに防除の優先度の考え方の整理、計画的な防除等の推進、「外来種被害防止行動計画（仮称）」の策定<br>B-4-3: 優先度の高い侵略的外来種の制御・根絶、これらの取組を通じた希少種の生息状況や本来の生態系の回復の促進 |                                                                        |
|                                                                    | B-5:<br>人為的圧力等の最小化に向けた取組の推進                                                                | B-5-1: 2013年までにサンゴ礁、藻場、干潟、島嶼、亜高山・高山地域等の気候変動に脆弱な生態系に対する人為的圧力等の特定、2015年までに人為的圧力等の生態学的許容値の設定と許容値達成のための取組の実施                  | 10                                                                     |
|                                                                    | 戦略目標C:<br>生態系、種、遺伝子の多様性を保全することにより、生物多様性の状況を改善                                              | C-1:<br>陸域等の17%、海域等の10%の適切な保全・管理                                                                                          | C-1-1: 2014年又は2015年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに保全・管理の状況把握のための手法、ベースライン、現状の整理 |
| C-1-2: 生物多様性の保全に寄与する地域の指定についての検討と適切な保全・管理の推進                       |                                                                                            |                                                                                                                           |                                                                        |
| C-1-3: 広域レベルにおける生態系ネットワークの方策の検討とその形成の推進 等                          |                                                                                            |                                                                                                                           |                                                                        |
| C-2:<br>絶滅危惧種の絶滅防止と作物、家畜等の遺伝子の多様性の維持等                              |                                                                                            | C-1-4: 2014年までに重要海域の抽出、保全の必要性及び方法の検討                                                                                      |                                                                        |
|                                                                    |                                                                                            | C-2-1: 絶滅危惧種に係る知見の集積、レッドリストの整備と定期的な見直し 等                                                                                  | 12                                                                     |
|                                                                    |                                                                                            | C-2-2: 国内希少野生動植物種の指定、保護増殖の取組の推進 等                                                                                         | 13                                                                     |
| 戦略目標D:<br>生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵の強化                                | D-1:<br>生態系の保全と回復を通じた生物多様性・生態系サービスから得られる恩恵の強化                                              | C-2-3: 絶滅危惧種の絶滅・減少の防止のための基盤整備の推進 等                                                                                        |                                                                        |
|                                                                    |                                                                                            | C-2-4: トキ、ツシヤママネコ等の生息域外保全や野生復帰の推進 等                                                                                       |                                                                        |
|                                                                    |                                                                                            | C-2-5: 植物遺伝資源保全に関するネットワークの構築 等                                                                                            |                                                                        |
|                                                                    |                                                                                            | D-1-1: 持続的な森林経営の確立、多様で健全な森林の整備・保全の推進 等                                                                                    | 14                                                                     |
|                                                                    |                                                                                            | D-1-2: 農業の持続的な営みを通じた農村環境の保全・利用と地域資源の活用 等                                                                                  |                                                                        |
|                                                                    |                                                                                            | D-1-3: SATOYAMA イニシアティブの国内外における推進                                                                                         |                                                                        |
|                                                                    | D-2:<br>劣化した生態系の15%以上の回復等による気候変動の緩和と適応への貢献                                                 | D-1-4: 2013年までに三陸復興国立公園の指定、海岸防災林の復旧・再生の推進 等                                                                               |                                                                        |
|                                                                    |                                                                                            | D-1-5: 自然と共生した里海づくりの取組の実施                                                                                                 |                                                                        |
|                                                                    |                                                                                            | D-1-6: 生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）の仕組みを活用した新たな施策展開の検討                                                                              |                                                                        |
|                                                                    |                                                                                            | D-2-1: 2014年又は2015年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに生態系の保全・回復の状況把握のための手法、ベースラインの確立 等                                                 | 15                                                                     |
| D-3:<br>名古屋議定書の締結と国内措置の実施                                          | D-2-2: 生態系の保全と回復対策の推進による気候変動の緩和と適応対策の推進                                                    |                                                                                                                           |                                                                        |
|                                                                    | D-2-3: 森林施業の適切な実施等の森林吸収源対策の推進、緑の回廊の設定 等                                                    |                                                                                                                           |                                                                        |
|                                                                    | D-3-1: 可能な限り早期に名古屋議定書を締結、遅くとも2015年までに遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントの設置・普及啓発等の実施による名古屋議定書の義務の着実な実施 | 16                                                                                                                        |                                                                        |
|                                                                    | D-3-2: 地球環境ファシリティア（GEF）や名古屋議定書実施基金等を通じた議定書の締結を目指す途上国への支援の促進                                |                                                                                                                           |                                                                        |
| 戦略目標E:<br>生物多様性国家戦略に基づく施策の着実な推進、その基礎となる科学的基盤の強化、生物多様性分野における能力構築の推進 | E-1:<br>生物多様性国家戦略に基づく施策の推進 等                                                               | E-1-1: 必要に応じ2015年から2016年にかけて生物多様性国家戦略の見直しの実施                                                                              | 17                                                                     |
|                                                                    |                                                                                            | E-1-2: 地球環境ファシリティア（GEF）や生物多様性日本基金等を活用した世界全体での個別目標17の達成への貢献                                                                |                                                                        |
|                                                                    | E-2:<br>伝統的知識等の尊重、科学的基盤の強化、科学と政策の結びつきの強化、愛知目標の達成に向けた必要な資源（資金、人的資源、技術等）の効果的・効率的動員           | E-2-1: 伝統的生活文化の知恵や資源利用技術の再評価、継承・活用の促進                                                                                     | 18                                                                     |
|                                                                    |                                                                                            | E-2-2: 自然環境データの充実、継続的な更新・速報性の向上 等                                                                                         | 19                                                                     |
|                                                                    |                                                                                            | E-2-3: 海洋生物・生態系に関する科学的知見の充実                                                                                               | 20                                                                     |
|                                                                    |                                                                                            | E-2-4: 生物多様性に関する総合的な評価の実施、我が国の国別目標の中間評価                                                                                   |                                                                        |
| E-2-5: IPBESへの積極的な参加・貢献、国内体制の整備                                    |                                                                                            |                                                                                                                           |                                                                        |
| E-2-6: 我が国における資源動員状況の把握及び生物多様性条約事務局への報告体制の整備                       |                                                                                            |                                                                                                                           |                                                                        |

※国別目標の目標年はB-5-D-3-E-1が2015年、それ以外の国別目標は2020年。主要行動目標の目標年は年が未記載の場合、国別目標の目標年に同じ。

# COP11 – 生物多様性条約第11回締約国会議

COP11（生物多様性条約第11回締約国会議）は、2012年10月8日から19日の日程でインドのハイデラバード市で、「Nature Protects if She is Protected（自然を守れば自然が守ってくれる）」をスローガンに開催されました。COP11での議題は多岐にわたり、資源動員に関する暫定的目標の設定をはじめとする、合計33の決定が採択されました。

愛知目標達成に向けてCOP10において醸成された気運を維持することができました。

## COP11の主な成果



資源動員の目標設定のほか、条約の資源メカニズムである地球環境ファシリティ（GEF）に対するガイダンス、名古屋議定書の第1回締約国会議に向けた作業の計画、生態的・生物学的に重要な海域（EBSA）の基準を満たす海域を抽出した地域ワークショップの結果を国連の作業部会等に提出すること、今後2年間のCBDの運営予算、COP12を2014年の後半に韓国において開催することなどが決定されました。

### ◇資源動員戦略の暫定目標

COP10決定では確固たるベースライン（基準値）と効果的な報告枠組が採択されることを前提として、COP11において資源動員に関する目標採択を行うこととされていましたが、COP11では、以下の暫定的な目標について決定されました。

- ・途上国向けの国際資金フローを（世界全体で）2015年までに倍増させ、その水準を2020年まで維持する。
- ・締約国は、2015年までに自国の優先課題や開発計画に生物多様性を位置づけ、国内の適切な資金供給を確保する。
- ・締約国は、2015年までに国内における生物多様性に関する支出、資金ニーズ、ギャップ及び優先順位を報告する。
- ・締約国は、2015年までに生物多様性に関する資金計画を作成し、その構成要素の様々な価値を評価する。



COP11全体会合



**XI Conference of Parties**  
CONVENTION ON BIOLOGICAL DIVERSITY  
HYDERABAD INDIA 2012



# COP11の決定事項一覧

|    |                                                                                     |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の現状及び関連事項                                |
| 2  | 生物多様性国家戦略及び行動計画並びに締約国に対する関連する能力構築の支援の実施の進捗状況のレビュー                                   |
| 3  | 生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標の実施における進捗のモニタリング                                            |
| 4  | 目標設定を含めた資源動員戦略実施のレビュー                                                               |
| 5  | 資金メカニズム                                                                             |
| 6  | 他の条約、国際機関及びイニシアティブとの協力                                                              |
| 7  | ビジネスと生物多様性                                                                          |
| 8  | 他のステークホルダー、主要団体及び地方自治体の関与                                                           |
| 9  | ジェンダーの主流化に関する進捗の報告                                                                  |
| 10 | 会合の開催頻度                                                                             |
| 11 | 生物多様性の保全及び持続可能性に関する新規事項                                                             |
| 12 | 決定の廃止                                                                               |
| 13 | 科学技術助言補助機関（SBSTTA）の実効性の改善の方法及び手段、並びに生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）との協力    |
| 14 | 先住民の社会及び地域社会の知識や慣行の保存など（第8条及び関連規定）                                                  |
| 15 | 島嶼の生物多様性に関する作業計画のレビュー                                                               |
| 16 | 生態系回復                                                                               |
| 17 | 海洋及び沿岸の生物多様性：生態学系又は生物学的に重要な海洋地域                                                     |
| 18 | 海洋及び沿岸の生物多様性：持続可能な漁業、並びに人間活動による悪影響、環境アセスメントに向けた任意のガイドライン、及び海洋空間計画                   |
| 19 | 開発途上国における森林の減少及び劣化による排出の削減並びに森林保全、持続可能な森林経営及び森林炭素蓄積の増加の役割に関する生物多様性のセーフガードの適用についての助言 |
| 20 | 地球温暖化を緩和する地球工学（ジオ・エンジニアリング）                                                         |
| 21 | 生物多様性と気候変動                                                                          |
| 22 | 貧困の撲滅・生物多様性と開発                                                                      |
| 23 | 内陸水の生物多様性                                                                           |
| 24 | 保護地域                                                                                |
| 25 | 生物多様性の持続可能な利用：ブッシュミート（野生動物の肉）及び持続可能な野生生物の管理                                         |
| 26 | 世界植物保全戦略                                                                            |
| 27 | バイオ燃料と生物多様性                                                                         |
| 28 | 侵略的外来種                                                                              |
| 29 | 世界分類学イニシアティブ                                                                        |
| 30 | 奨励措置                                                                                |
| 31 | 条約の運営及び2013-2014年2ヶ年の作業計画の予算                                                        |
| 32 | 第12回締約国会議の開催日程及び開催地                                                                 |
| 33 | インド政府及びインド国民への謝辞                                                                    |

# COP10以降の生物多様性をめぐる動き

## 国連生物多様性の10年日本委員会 (UNDB-J)



「国連生物多様性の10年」(P.19)の決定を受け、我が国では、愛知目標の達成を目指し、国内のあらゆるセクターの参画と連携を促進し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を推進するため、2011年9月にUNDB-Jが設立されました。



### ●UNDB-Jの事業

- ・意見・情報の交換：「生物多様性全国ミーティング」や「生物多様性地域セミナー」等の開催
- ・連携事業の認定：「にじゅうまるプロジェクト」の登録事業等の中から、UNDB-Jが推奨する連携事業を認定
- ・推薦図書等の選定：生物多様性の理解や普及啓発、環境学習にも資する図書、映像・音楽、各種グッズ等を選定
- ・広報チーム：地球いきもの応援団、生物多様性リーダー、生物多様性キャラクター応援団等による広報
- ・普及啓発ツール：生物多様性のために取り組む行動を宣言する「MY行動宣言シート」の作成、生物多様性マガジン「iki・Tomo (イキトモ)」の発行等

## 生物多様性日本基金 (JBF : Japan Biodiversity Fund)



生物多様性日本基金は、愛知目標の達成のため、途上国の能力養成を行うことを目的としてCOP10の議長国であった我が国が条約事務局に設置した基金です。

### ●日本基金の事業

- ・愛知目標達成（戦略計画の履行）のための事業支援
- ・愛知目標に沿った形で国家戦略（国別目標の設定を含む）策定支援
- ・その他条約履行のための途上国の能力強化

<中心事業>国家戦略策定・改定 ワークショップ (NBSAPs Workshop)

各国の愛知目標に沿った国家戦略の改定を支援するため、世界の地域ごとにワークショップを開催。これまでに16地域で開催、参加者は延べ700人以上になっています。

## 名古屋議定書実施基金 (NPIF : Nagoya Protocol Implementation Fund)



COP10議長国であった我が国は、遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS) に関する途上国の能力構築を支援するため、名古屋議定書の早期発効及び効果的な実施のために地球環境ファシリティ (GEF) に設置された「名古屋議定書実施基金」に資金を拠出しました。この基金はGEFの運営の下、ABS国内制度の構築、遺伝資源の保全及び持続可能な利用における民間セクターの参加を推進する国及び地域レベルのプロジェクトの実施等を支援するため活用されています。

### ●名古屋議定書実施基金の事業

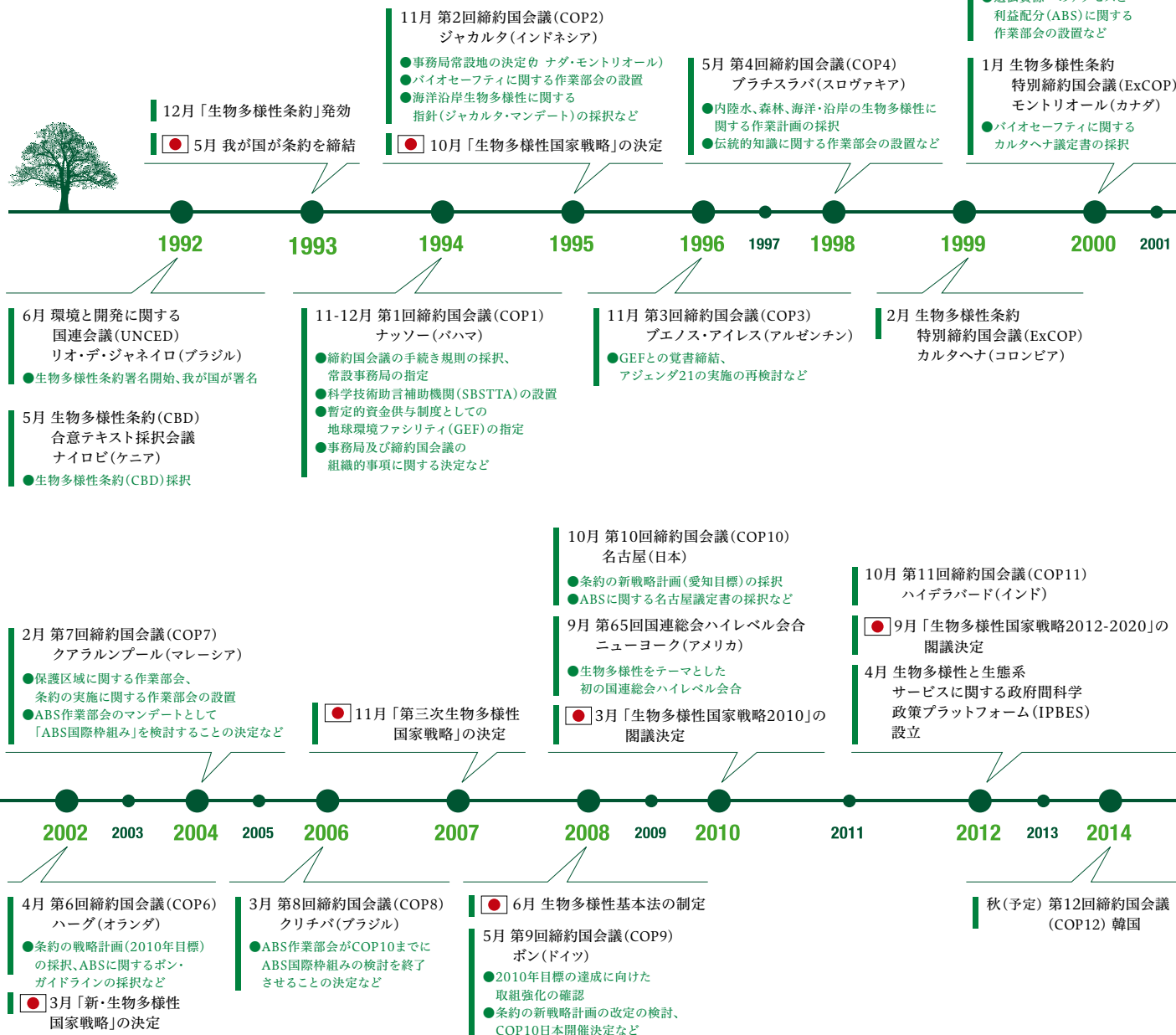
途上国に対する以下の支援活動

- ・ABS国内制度の発展
- ・遺伝資源の保全及び持続可能な利用における技術移転及び民間セクターの参加を推進する国及び地域レベルのプロジェクトの実施
- ・先住民の社会や地域社会の保有する遺伝資源に関連する伝統的知識の活用とアクセス等に関する能力構築
- ・普及啓発
- ・知識及び科学的基盤の促進

# 生物多様性条約のあゆみ

## これまでの経緯

1992年にブラジルで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）で署名が開始され、条約の目的の実現に向け、2年に1度、締約国会議（COP）が開かれています。条約の第6条において、締約国に対し、生物多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家戦略を作成することを求めている。我が国はこれまで5回にわたって生物多様性国家戦略を策定してきました。





家紋は、自らの家柄、血筋、出生を示す紋章として各々の家に脈々と受け継がれ、今日まで息づいている日本固有の文化であるといえます。約240種、5000紋以上の種類があるといわれ、扇や矢などの品物、文字、文様などの他に「生物」がモチーフとして多く使用されています。たとえば植物では、桐、菊、葵、桜、銀杏など。動物では鳥、魚、貝や虫など様々です。日本の伝統文化である家紋は、古くから生物多様性と深い関わりをもち、何百年ものあいだ人々の環境、思慮によって研ぎ澄まされてきたデザインです。その洗練されたデザインは現代においても全く色あせることなく、多くの人を魅了し続けています。

- 表紙で使用している家紋は日本に伝わる家紋を元に翻案したものです。
- 翻案された家紋は、特定の個人・団体と環境省及び本書の内容と特定のつながりを示すものではありません。

## 地球のいのち、つないでいこう

### 生物多様性

編集・発行／環境省自然環境局

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号  
編集協力／株式会社テクノ中部 印刷・製本／凸版印刷株式会社  
平成25年3月発行 Email／[NBSAP@env.go.jp](mailto:NBSAP@env.go.jp)



この印刷物は印刷用の紙にリサイクルできます。